

国立大学法人岩手大学年俸制適用職員給与規則

平成26年12月25日 制定
令和5年10月17日 最終改正

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第32条の規定に基づき、年俸制の適用を受ける職員（国立大学法人岩手大学令和2年型年俸制適用職員給与規則の適用を受ける職員を除く。以下「年俸制適用職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則は、就業規則第4条に掲げる教員（附属学校教員を除く。）に適用する。

(給与の種類)

第3条 年俸制適用職員の給与は、年俸及び諸手当とする。

2 諸手当は、管理職手当、初任給調整手当、地域手当、広域異動手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、両住まい手当、職務付加手当、クロスアポイントメント手当、助教講義担当手当、超過勤務手当、休日給、管理職員特別勤務手当、入試手当及び寒冷地手当とする。

(給与の計算期間及び支給)

第4条 年俸の計算期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

2 年俸は、年俸の12分の1の額（以下「年俸月額」という。）を毎月支給する。

3 年俸制適用職員が月の途中で採用又は退職したときの給与は日割計算により支給し、退職の日の翌月以降の年俸月額は支給しない。

(年俸)

第5条 学長は、年俸制適用職員の受ける年俸について、別表の年俸表に定める号俸により決定する。ただし、契約初年度の年俸は、その職員の学歴、業績及び経験年数等を勘案して、別表の年俸表に定める号俸により決定する。

2 雇用契約期間が1年に満たない場合又は計算期間が1年に満たない場合における年俸は、号俸により決定される年俸を基準とし、当該期間に応じて決定する。

3 特に顕著な業績を有する者で、学長が必要と認める場合は、最高号俸の年俸を超えて決定することができる。

4 学歴、経験年数等により、学長が必要と認める場合は、最低号俸未満の年俸で決定することができる。

(年俸の構成)

第6条 年俸制適用職員の受ける年俸は、基本給及び業績給から構成するものとし、年俸構成比率は、基本給が7割、基準となる業績給が3割とする。

(業績評価結果の業績給への反映)

第7条 学長は、契約初年度の翌年度以降の業績給について、前年度（1年未満の年度を除く。）における業績目標の達成度及び岩手大学での貢献度を評価し、その業績評価結果に応じて、

次の1年間の業績給を決定して支給する。

2 業績評価結果の業績給への反映は、次のとおりとする。

一 成績良好者については、業績給に対して15%及び60万円の範囲内で、増額して支給することができる。

二 成績不良者については、業績給に対して30%の範囲内で、減額して支給することができる。

(業績評価)

第8条 業績評価に関し必要な事項は、「岩手大学年俸制教員評価要項」の定めるところによる。

(年俸への反映)

第9条 学長は、契約初年度（1年未満の年度を除く。）から3年度間の業績評価結果等に応じて、次の3年度間の年俸について、別表の年俸表に定める号俸を3号俸の範囲内で改定することができる。

(審査の申立て)

第10条 この規定による給与の決定に関して不服のある年俸制適用職員は、学長に対し審査を申し立てることができる。

2 前項の申立てがあったときは、学長は、これを審査しなければならない。

(給与規則の準用)

第11条 年俸制適用職員については、給与規則第2条、第4条から第10条まで、第21条から第27条の2まで、第29条、第30条、第37条から第40条まで及び第43条から第50条までの規定を準用する。

(雑則)

第12条 この規定に定めるもののほか、年俸制適用職員の給与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年10月17日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表(第5条及び第9条関係)

年俸表

号俸	年俸	年俸月額
1	4,800,000 円	400,000 円
2	5,040,000	420,000
3	5,280,000	440,000
4	5,520,000	460,000
5	5,760,000	480,000
6	6,000,000	500,000
7	6,240,000	520,000
8	6,480,000	540,000
9	6,720,000	560,000
10	6,960,000	580,000
11	7,200,000	600,000
12	7,440,000	620,000
13	7,680,000	640,000
14	7,920,000	660,000
15	8,160,000	680,000
16	8,400,000	700,000
17	8,640,000	720,000
18	8,880,000	740,000
19	9,120,000	760,000
20	9,360,000	780,000
21	9,600,000	800,000
22	9,840,000	820,000
23	10,080,000	840,000
24	10,320,000	860,000
25	10,560,000	880,000
26	10,800,000	900,000
27	11,040,000	920,000
28	11,280,000	940,000
29	11,520,000	960,000
30	11,760,000	980,000
31	12,000,000	1,000,000
32	12,240,000	1,020,000
33	12,480,000	1,040,000
34	12,720,000	1,060,000
35	12,960,000	1,080,000
36	13,200,000	1,100,000
37	13,440,000	1,120,000
38	13,680,000	1,140,000
39	13,920,000	1,160,000
40	14,160,000	1,180,000
41	14,400,000	1,200,000
42	14,640,000	1,220,000
43	14,880,000	1,240,000
44	15,120,000	1,260,000
45	15,360,000	1,280,000
46	15,600,000	1,300,000